

弘化四年善光寺大地震をめぐる訴訟文書の戯文

—近刊『善光寺大地震を生き抜く』に寄せて—

高木 侃

解題

一 本稿は表題のとおり、弘化四年（一八四七）善光寺大地震をめぐる訴訟文書の戯文を紹介するものであり、かつそれだけのものであることをはじめにお断りしておきたい。その契機となったのは、東日本大地震であるが、この巨大地震と大津波、そして原発事故を通じて、地震等の災害史に研究者としてどう取り組むかを模索されている青木美智男氏の最近の業績に触発されたからにはかならず、青木氏に深甚なる感謝の意を表しておきたい。

二 東日本大震災の数か月後、中条唯七郎著・中村美美子訳・青木美智男校註『善光寺大地震を生き抜く—現代語訳「弘化四年・善光寺地震大変録」—』が日本経済評論社から出版された。本書は青木氏のいうところにいれば、

東日本大震災の現在を生きている我々が、地震の終息に至る長い過程の中で、どんな事態が生じ人間はいかなる経験と対応をするのかということ、過去の巨大地震を経験した一人の人間の記録を通して考えてみたい

として、刊行を思い立ったという^①。出版に至る経緯はつきのとおりである。

解説・翻刻作業は二〇〇二年の春、青木氏が法政大学大学院文学研究科に出講して、信州埴科郡森村（現・長野県千曲市森）の一農民・中条唯七郎の書き残した随筆「見聞集録」をテキストにして講読したことに始まる。その間に、同一人の手になる「本家日記」の存在で、随筆内容を裏付け、二〇〇八年に「見聞集録」を刊行した^②。その後「本家日記」九三冊の別冊ともいえる「徒然日記 附 地震大

変録」の翻刻に着手される。これが弘化四年の善光寺地震を七五歳で経験した中条唯七郎の筆記した地震記録である。すなわち、地震の凄さと、その後が続いた余震の記録と、これに関する情報収集の記録である。翻刻された日記を読んだ時の感想を氏はつぎのように綴っている。³⁾

テレビや新聞で伝えられる震災後被災者が体験している日々が、そのまま弘化の善光寺地震を体験した人々の日々に当てはまると思うくらい類似していることに驚きを感じた。そして地震の歴史研究とは、発生時の印象が強烈過ぎて、どうしても被災状況や災害の規模に関心が移りがちで、その後の余震に悩まされる毎日、にまで及んでいないのではないかという疑問を持つに至った。

そこで地震の歴史的記録として、出版を思い立ち、青木氏は友人の日本経済評論社の栗原哲也社長（筆者の高校の同級生でもある）に出版の依頼に向向く。その時の様子が社のPR誌『評論』一八六号のコラム「神保町の窓から」には、「青木先生は口も早い、手も早い。そう思ったと同時に小社の入口に立っていた。歴史学研究会も災害史研究に見直しを提案している折でもあり、逃げるわけにはいかない。気持は緊急出版だった。」とあり、その研究者としての思いが出版にいたることになった。

氏はその後も地震被災に関心を持ち続け、地震災害復興

を語るとき、「多くの場合、都市改造など、いつもハードな側面のみが強調され、被災者の暮らしや精神面にまでは及ばず、人々が生き抜く姿が具体的に描かれることがない」とされ、地震災害の多くは近世・近代社会独自の社会現象で、しかも過密都市で発生した。そのことを「いち」の視点から、城下町とその集住、木造家屋、流通システムなどに及び、中条唯七郎という当時実際に地震を体験した人物の「日記」から、さらに都市災害拡大のもう一つの要因としての「其人情不成」、つまり住民間の相互扶助の欠如にも関心を向け、これらに論及されている。⁴⁾

三 弘化四年善光寺大地震をめぐる訴訟文書の戯文は、冊子一冊と一紙文書（継紙）の二つある。いずれも筆者が最近古書店で購入したものである。

史料一は冊子で、形態は縦二五、横一七・三センチメートル、袋とじ、表紙共一二丁の筆写本で右肩に薄汚れてはいるが「内田郷土博物館之印」なる角印が朱肉で押捺されている。群馬県太田市に所在した「内田郷土博物館」旧蔵のものであったが、親子二代にわたって収集しとなった私設博物館は当主の逝去にともなって閉館し、所蔵資料は散逸のやむなきに至ったものと思われる。

内容は三つの部分からなり、(1)は訴状、(2)はその返答書、(3)は裁判所への挨拶文（ここでは閻魔大王あて）である。

(1)は冥途迷之助知行所、閻之夜国垂髮郡白無垢村の幽霊出

八郎と亡魂飛之助が被災者四万五千人の原告代表となり、善光寺如来坊を相手に「地震出入」を訴えたものである。原告兩名は弘化四年三月二四日の善光寺大地震の災難で変死したが、冥途へも行けず、娑婆へも戻れず、六道の辻に迷い、住居も定まらず、まさに難儀至極であった。やむなく善光寺如来坊を相手に訴えたという。

訴えの内容はつぎのようなものである。相手善光寺如来坊は、三月一六日より六〇日間、境内において如来の「開帳」をしている。昨年から諸国へ開帳を知らせ、貴賤・老若・男女とも信心するものは参詣すべしと招かれ、私（原告）どもは「後生・利益」のため参つたが、中には極貧の者もあり、借金し、あるいは質に置いて路銀を調達し、艱難辛苦の上、三月二四日に到着、早速阿弥陀如来へ参詣し、賽銭や額への御判、さらに戒壇廻りも済ませた。夕方旅籠屋へ止宿し、皆で如来の御利益を待っていたところ、その夜四つ半頃から大地震発生、天地は顛倒し山も崩潰れる有様であった。

その惨状はまさに「善光寺地震大變録」の記述のとおりで、被害の状況は、善光寺辺はもちろん、飯山・松代の両城はじめ周辺地域に及び、大地は裂け、泥水を吹出（液状化）し、山岳は崩れ、とりわけ川の濁水が堰留められ、原告どもは狼狽のあまり胆魂は飛び、逃げ出したものの、たちまち家が潰れ、倒壊の棟・梁につぶされるなど「九死一

生大難浩」のとき、その虚に乘じ、火事・謀叛を企み、所々より放火し、大風も吹かせ、このような変災を起こしたのは被告・如来坊で、原告どもは大半変死してしまったという。さらに堰き止め湖が崩壊し、一帯が泥海のような有様で、地震・火事等では逃げていたものも、変死してしまつた。風聞によれば、七か年にわたる境界論争で敗訴した戸隠明神が遺恨に思い、善光寺如来坊開帳最中、地震・火事・風水等の変災を引き起こした模様である。その後被災した四万五千人の死骸を一ツ穴に埋め、回向・念仏・供養等もしてくれず、犬猫同様の計らいで嘆かわしい限りである。冥途へも行けず、娑婆へも戻れない窮状を訴える。

被告・如来坊は天竺浪人で、欽明天皇の一三年にはじめて日本へ渡来し、仏法渡世を始めたわけで、神国での仏法公布にあたっては守屋大臣に寺を焼き捨られ、仏像は難波の堀へ沈められた。皇極天皇の勅願で、本田善光という者が難波堀よりこれを救出し、信州へ安置し、これが善光寺となつたのであるが、その恩賞も忘れ、改革の御趣意も忘却し、近年は奢侈に流れ、広大なる大伽藍を建立し、本堂のみならず、塔頭・四六坊も豪華に建て、造作・仏具も金銀・瑠璃などで飾り立て、すべてに贅を尽くしている。さらに千石の寺領がありながら、度々開帳し、多分の錢儲をしている。この度の変災も自分の本堂や山門等は、地震・火事等の災難にも遁れており、全く如来坊の私慾に基づく

ものである。本来如来坊は「衆生済度」が渡世で、開帳にことよせ大勢を偽り引寄せ見殺しにしたのは、仏に「不似合致方」と思われる。そうでなくては、どのような意趣遺恨があつてこのような災難に遭わせたものか、「何卒格別之以御慈悲」如来坊を召出し、なんとか原告の住居が定まりますようにしてほしいと訴えたものである。

これに対する返答書が(2)である。訴訟人兩名は、信州善光寺辺の地震・火事等では、被災死者四万五千余人（これには善光寺開帳中に諸国より参詣に来た者も含めて）に及ぶが、死者はすべて、冥途へ行兼ね、娑婆へも立戻れず、「六道の辻」に迷つて難義至極の有様と主張し、この変災を如来坊の仕業であると訴え出た。

これに対して被告・如来坊は変死した彼らを不便と思ひ、西方極楽浄土へ引導を渡そうと思つていた最中に、この訴えは「全く筋違」として反論している。度々の「御開帳」は私欲ではなく、錢儲しているとは偽りである。確かに昨年より諸国へ開帳札を建て置いたが、これらは下町の族、又は商人・山師共が企んだもので、愚僧には相談もなきことである。もともと愚僧は山中清閑の地が好きで、太閤秀吉が京都大仏殿へ召いてくれたが、繁華の地を嫌い帰つてきたほどである。すでにここに住んで、一二九六年になる。もともと如来坊は「千石之御墨附」を頂戴しており、生活に不自由はなく、開帳でも金銭は一切もらえず、むしろ線

香や灯明の油など持ち出すばかり。それを地震・火事・風水等と同腹して、災害を起こしたなどは偽りである。愚僧は衆生済度を渡世柄としてゐるから、地震の前夜に如来信心の輩は本堂へ詰めるよう触れまわつたので、信心の者は本堂で一心に念仏を唱えていたので、一人も災難に遭わず助かつたのである。それに反して不信心の者は、旅籠屋・酒屋で酒宴に耽り、あるいは権堂（遊郭の町）で遊女に戯れていて変死したに相違ないと断じてゐる。

つづけて釈迦と仏法を説き、釈迦の入滅に及ぶ。さらに「日本宗旨之濫觴を荒増奉申上候」と日本仏教史を略説する。これがかなり正確な叙述である（書き手の博識をうかがわせる）。初めの部分を一部引用すると、

夫三論宗は、推古天王⁵⁵三十三年高麗国惠灌僧正来朝し是ヲ弘、是則日本宗旨之始ニ御座候、距テ今既一千弐百二十三年也、法相宗は孝徳天皇白雉五年道昭和尙入唐し、帰朝之後是ヲ弘

日本宗教の初めは三論宗で、推古天皇三三（六二五）年、高麗国惠灌僧正来日、今から一二二三年前のことという。この文書の作成された弘化四年は西暦一八四七年であるから、丁度一二二三年前というのは正確な数字といえる。さらに法相宗の白雉五年道昭和尙入唐のことなど、いづれも正確な事実の叙述になつてゐる。続いて成実宗、俱捨宗、華嚴宗、律宗、天台宗、真言宗、禪宗、浄土宗、これで一

○宗。さらに大念仏宗、一向宗（浄土真宗）、法華宗、時宗に及ぶ。そして古来仏法に背いた人物の例として、守屋大臣、平清盛、織田信長をあげ、非業の最期であったとする。

この度の変災にあたって、自分の伽藍等が無事だったことを、私慾などというのは、「愚昧之申掛」と退け、愚僧の仏場へは悪魔・外道も近寄ることができず、変災にも無事であったことを御賢慮いただきたいと述べる。さらに仏に妄語なく、是を破って地獄に墮ちるようなことはしない。原告・幽霊共の理由もない出訴は、彼らを浄玻璃の鏡にかけ、たちまち地獄に落ち、獄卒の責苦に遭っても決して救うことはしない。そこで戸隠明神を召出しの上、吟味して、同腹でないことを明らかにしてほしいと返答している。

(3)の内容は、閻魔大王への挨拶文である。「拙者儀大丈夫」、拙者は元氣ですので、そちらへ行くのは「乍憚御待遠」、つまりお待ちいただくことになるとあるので、如来坊が差し出したものとみえる。亡者一人を進呈している。必ずしも訴訟を有利にしようと思図したことまでは読み取れない。

四 史料二は史料一の(1)とほぼ同文であるが、記述には若干の相違がみられるので、中条唯七郎の「善光寺地震大變録」(以下「大變録」とす)の記述と照合しつつ、検討する。善光寺大地震の被災の様子はさまざまであるが、

震動のより潰しの変死、火にて死、水にて死、此上困窮難は勿論也(四月十九日)

結局のところ、本震の家屋倒壊による圧死、その後の火事による焼死、堰き止めダム湖の決壊による水死、困窮という災難にも襲われての生活苦である。

まず、死者であるが、一が被災死者を四万五千人としているのに対して、二は八千人としている。「大變録」では

(善光寺) 大勸進手ノ調ニて今度七千人斗りの人死といふ(四月十九日)

(變死者)
變者万三千八百人余といふ、善光寺帳人数斗り(五月廿三日)

正確な数字は理科年表等によれば、五七六七人としているから、二の八千人が近似しているといえよう。

大河・犀川が堰止められて土砂ダムができるが、上流では家屋の水没、下流ではその決壊による水難、一では犀川の名が落ちていいるが、決壊の日時は「四月十三日」が明記されており、二との差異である。

ところで、善光寺では三月一〇日から御開帳中であったが、震災がようやく落ち着きをみせはじめた一〇月一八日、唯七郎は、震災の全貌とその後の様子を見実するために善光寺に出かける。四月三日の記事にも「善光寺開帳参りハ、群集して、往來に市なすと也」とあったが、そこで唯七郎が見たものは、

善光寺へ容易二行キ兼候群集也、善光寺ノ者共、是迄
 か様ノ大群参詣不覚、前代未聞也といふ、

十八日参詣の大群集、善光寺開闢以來、…(略)…今
 日只其往来へ出候て、善光寺方へ向ツてだに有之候得
 八、いつとなく着候と申程の事也、

善光寺は参詣客が減少していると思いきや、押すな押す
 なの大盛況で、群衆について行けば自ずと寺に着くといっ
 た有様であった。地震では本堂・山門・経蔵は被災を免れ
 たが、如来を本堂に安置できず、仮殿にあったが、丁度唯
 七郎が訪れたこの日に、本堂に還ったと日記に記している。

五 さて、何故このような訴訟文書、とりわけ訴状の戯
 文が書かれたのか、誰が書いたものかを考えてみたい。こ
 の大地震で格別被害が甚大だったのは、永山(飯山)・新
 町・善光寺・稲荷山等で、唯七郎がこの震災の要因の一つ
 にあげたのは、これらの地は「平生余りわるはげしく人の
 生皮はぐといふ程の場所」(四月三日)で、「人情を禁め、
 人心本意相守り候」(同八日)ようにとの天の思召しで
 あったとする。この変災のなかでも物価が上がったという
 話を聞かないのは、このような「天の御制止」が人の弱み
 につけこんで儲けようとするような人情を一変させたと思
 じている。こうしたなかにあつて被災したとはいえ、如来
 開帳で前代未聞の盛況を呈している善光寺がそのことで銭
 儲けを現実のものとしている状況に、庶民のやり場のない

憤り・怨嗟が、このような戯文の作成にいたつたのではな
 いか、しかも仏教史に精通しているとなると博識な高僧の
 手になるものと思いがいかがであろうか。⁽⁸⁾

註

(1) 中条唯七郎著・中村美美子訳・青木美智男校註『善
 光寺大地震を生き抜く―現代語訳―弘化四年・善光寺
 地震大変録』―(日本経済評論社、二〇一一年一二
 月) vi頁。

(2) 青木美智男監修・中村美美子ほか校訂『近世信濃庶
 民生活誌―信州あんずの里名主の見たこと聞いたこ
 と―』ゆまに書房、二〇〇八年二月。

(3) 前掲注(1)『善光寺大地震を生き抜く』三二六四頁。

(4) 青木美智男「三・一一と「いのち」の視点から描く
 日本近世社会」(青木美智男・森謙二編『三くだり半
 の世界とその周縁』日本経済評論社、二〇一二年三
 月) 二二七―二六〇頁。

(5) 末木文美士『日本仏教史』新潮文庫、一九九六年九
 月、年表参照。

(6) 前掲注(1)『善光寺大地震を生き抜く』三四頁。

(7) 前掲注(1)『善光寺大地震を生き抜く』七九・八
 〇頁。

(8) 史料の引用方法は、拙著『縁切寺満徳寺の研究』

(成文堂、一九九〇年十二月) 凡例によつた。

史料目次

一 善光寺地震出入り関係文書

- (1) 地震出入り訴状
- (2) 同返答書
- (3) 閻魔大王あて書簡

二 善光寺地震(難洪) 出入り訴状

史料

一 善光寺地震出入り関係文書

- (1) 地震出入り訴状

(表紙)

乍恐以書付御訴訟奉申上候

冥途迷之助知行所

闇之夜国垂髮郡白無垢村

四万五千人惣代

地震出入

幽霊出八郎
亡魂飛之助

天竺出張守様御領分

信濃国水内郡善光寺郷

相手

阿弥陀山如来坊

右訴訟人一同奉願上候、私共去月廿四日夜信州善光寺辺、

地震・火事等之災難にて変死仕候、冥途えも行兼、娑婆へも難立戻、六道之辻ニ迷居、住居も難定、甚以難儀至極仕候ニ付、無拠今般善光寺如来坊相手取奉願上候、其子細左ニ奉申上候、

一 相手善光寺如来坊義は、去月十六日より六十日之間、於彼境内致開帳候ニ付、昨年より諸国え開帳札立置、貴賤・老若・男女共信心之輩は可致參詣由、強て相招候事故、私共為後生且為利益、大勢之中ニは極貧之者も有之、致借金或は質を置漸路銀相調、不厭艱難も去月廿四日彼地ニ到着仕、取物も不取敢、早速阿弥陀如来え致參詣、賽銭無相違相納、其外額え御判を相願、且戒壇廻り等ニ至迄無懈怠相濟、夕方旅籠屋へ止宿致、一向如来之利益相待居候処、其夜四ツ半頃より俄に振動いたし大地震相企、天地致顛倒、山岳も可崩潰有様、樹木は横ニ閃倒レ、堂・宮・家・小屋は逆様ニ相成、善光寺辺は不及申、飯山・松代之両城ヲ震潰、其外松本領・上田領・須坂領、中野条・中野両御支配所、且越後国小千谷領は式十里余方之間、凡二十六万五千石余大地震裂、泥水を吹出し、山岳は崩れ、丹波川・筑摩川等之流水を堰留候事故、私共狼狽廻り、胆魂は飛天涯ニ、欲逃出之所、忽家・小屋打潰候事故、棟・税・桁等にて被喰締、或は壁・戸障子にて被押傾、九死一生大難洪之砌、乘其虚、火事・謀叛相企、所々より致放火、且大風加勢ニ罷出及乱妨候、其変

災私共大半変死仕候、其後四月十三日水内郡二湛置候大水虚空藏山を押払、一度に押出し、丹波川・筑摩川・御幣川押開、右之地震焼跡等平一面田畑・山林之無差別、泥水漫々として大波を起し、忽泥海にも可相成有様、地震・火事等にて邂逅二通れ居候者共も再此災難二変死仕候、然二此風聞承候得は、戸隱明神飯山領と七ヶ年之間地論及出入、終二戸隱領相負候を意恨二思ひ、今般善光寺如来坊開帳最中へ地震・火事・風水等相頼、右様之変災引出し候様子二御座候、其後四萬五千人之死骸一ツ穴に相埋、回向念仏供養等も致し不呉、且拾七文之道中小遣錢も不被宛行、犬死同様之取計甚以歎ケ敷奉存候、私共幽靈之身分足も無之候へは、十萬億度之長旅歩行相成兼候故、再娑婆へ立戻り度、紀州熊野之靈湯にて療治等仕度候得共、火葬之身は五体骨肉致腐爛、中々本復等無覚東存、六道之辻にて迷歩行空敷中途二罷在、住居も難定甚以歎敷義と奉存候、元來如来坊儀は天竺浪人にて人皇三十代欽明天皇十三年始て日本へ渡來り、仏法渡世相始候処、神国へ仏法相始候事故、人民病災多く有之候二付、守屋大臣之為二寺を焼捨られ候へ共、彼は生質閻浮・担金之身故身体不燒爛、依之仏像は難波之堀江へ被沈溺候、其後人皇三十六代皇極天皇之依 勅願、本田善光と申者難波之堀江より救出し、彼地え安置し候二付、彼地之名を善光寺と号申候、今更其恩賞も打忘れ、御改

革御趣意令忘脚、近年長奢侈、其身僅壹尺五寸なる身を以広大成大伽藍を補理、本堂之高サ拾丈、二重之屋根、柱之數百三十六本、表間口拾五間、奥行廿九間三尺、其外山門・二王門・経藏・四十六坊立派二建込、造作は金銀を鏤メ、仏具は金銀・瑠璃・瑪瑙・玻璃・真珠等之七宝を飾り立、且金之蓮花・銀之香炉、左右之幕は縮緬緞子、或は蜀江之錦・羅紗、天蓋は極粉色也、合天井より金襴之幌を引廻し、此節油之高直をも不顧、百八灯を照し、昼夜を不分、賽錢を貪り取、其上千石之御寺領致頂戴、金錢に不足も有之間敷二、度々開帳相催し、加之御府内迄開帳渡世罷出、多分錢儲仕候、剩此度之變災も自分本堂并三門大勸進等は、地震・火事等之災難にも相遁れ候儀は、全く如来坊私慾之致方と奉存候、且又如来坊義は衆生濟度渡世にて、右様大勢偽り引寄見殺二致候義は、仏二不似合致方と奉存候、左も無之候ハ、私共へ何之意趣意恨有之候て右様為逢災難候哉、何卒格別之以御慈悲如来坊御召出し、逐一御了解被 仰聞、私共住居相定候様以 御威光被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、猶巨細之義は口達にて可申上候、以上

業火四年地震四月

惣代

幽靈 出八郎
亡魂 飛之助

閻魔大王

御庁所

(2) 同 返答書

乍恐以返答書奉申上候

冥途迷之助様御知行所、闇之夜国垂髮郡白無垢村四萬五千人惣代幽霊出八郎・亡魂飛之助より相掛候難渋出入、来ル廿五日御差日御裏書 御尊判頂戴被相附奉拜見奉驚入候、其子細左二奉申上候、

一 訴訟人幽霊之申立候にハ、去ル三月廿四日之夜、信州善光寺辺地震・火事等にて、廿里余方之者共は勿論、其節愚僧開帳中故諸国より参詣二来候輩迄、死亡之者都て四萬五千人、冥途へ行兼娑婆へも難立戻、六道之辻ニ迷歩行、兩夜杯ニは白装束ニて善光寺辺へ忍出、難義至極之由相歎申由、尤彼等事ハ不時之災難ニて致変死候故不便と存、西方極楽浄土へ可致引導と存居候処、今般愚僧を相手取奉出訴、右変災之儀愚僧為業之由申之、全筋違之義と奉存候、且愚僧私慾ヲ以度々開帳相催、錢儲仕候杯と不存寄偽ニ御坐候、尤昨年より諸国へ開帳札建置候事ハ相違も無御坐候得共、全体此度之開帳之義は愚僧へは一向掛合も無之、下町之族、又は商人・山師共之相工ミ候儀ニ御座候、元来愚僧義は山中清閑之地を相好ミ住居仕候、先年慶長二年七月十八日太閤秀吉、愚僧之山中ニ住居候を不便ニ存、京都大仏殿へ御国替被 仰付候へ共、愚僧素繁華之地を嫌候故、本国へ帰住相願候処、早速願之通被仰付、彼山中ニ既ニ壹千貳百九十六年住居仕

候処、年中從諸国参詣之者昼夜群集仕、殊之外渡世柄ニて致迷惑候、度々開帳私慾之筋被申掛候ては誠ニ迷惑ニ御座候、且愚僧義は千石之 御墨附頂戴罷在候得は、渡世方決て不自由は無御座候、然処下町之族又山師共開帳相催候得共、金錢之義は一向ニ不被宛行、線香・抹香之煙、灯明之油烟又は花搔等相供する計ニ御坐候、然を此度地震・火事・風水等と致同腹、災害引出候杯と存之外之偽ニ御座候、愚僧義は衆生済度を渡世柄故、地震之前夜弟子共を以下町へ相触候は、如来信心之輩は本堂へ相詰可申由論置候事故、信心之ものハ本堂ニて一心ニ念仏を唱居候故、忝人も不難ニ助命致候、然ニ不信心之族は、表向は如来参詣と偽り、旅籠屋・酒屋ニて酒宴ニ耽り、或は權堂ニて遊女ニ戯れ居、穢土極楽之楽ミを成し候事故、自分より災を相招キ致変死候義は相違無御座候、抑愚僧元祖は天竺ニて加夷羅國梵王宮ニ兜卒天より降り給へる摩耶夫人之右之脇腹より誕生致し、生レ出候と直様言語天童子之如く十九歳ニて出家し、山中へ引籠り阿羅之仙人之門に入、学道・勤行精進し、禪定を積、六年ニ成道し、三十二相八十種好ニ悟を開キ、終ニ三千人之門弟ヲ持、其内十六羅漢・五百羅漢等ヲ撰ミ出シ、或時は仏法秘蜜ヲ授度、三千人之内ニて拈華候処、摩河迦葉尊者忝人致微笑、悟秘法候ゆへ、忝羅喉羅尊者えは不伝、摩河迦葉尊者ニ以正法眼藏相授申候、釈迦在世四十九年

常々仏法を説候得は、天龍・八部ノ人鬼も来て聞仏法を、天より華を降らせられ申候、終ニ二月十五日跋提川之端に遷化仕、耆婆投匙遁候以後八百年、龍猛菩薩と申者世ニ出、大日經・金剛頂經・蘇悉地經三部を取て真言宗を開申候、漢土へ仏法渡り候は後漢明帝之時也、日本へ仏法渡り候は人皇三十代ニ御座候、然上は日本宗旨之濫觴を荒増奉申上候、夫三論宗は、推古天王三十三年高麗国惠灌僧正來朝し是ヲ弘、是則日本宗旨之始ニ御座候、距テ今既一千式百二十三年也、法相宗は孝德天皇白雉五年道昭和尙入唐し、帰朝之後はヲ弘、則一千百九十四年也、成実宗は元明天皇和銅三年唐僧善無畏三藏法師來朝し弘、此宗旨小乘法ニテ俱舎宗と同宗也、是一千百三十八年也、俱舎は文武天皇大宝元年唐僧道宣律師來朝是ヲ弘、是則小乘法ニテ寺ヲ立不申、只余宗ヲ兼学する而已ニ御座候、是則千九十四年也、華嚴宗は聖武天皇七年慈潤僧都入唐帰朝之後はヲ弘、則千百十三年也、律宗は孝謙天皇天平勝宝六年鑑真和尚來朝是ヲ弘、則千九十五年也、天台宗は桓武天皇延暦廿四年伝教大師為求法入唐仕、諸宗ニ渡り終に智者大師之宗脉を伝來し、帰朝之後はヲ弘、則千四十四年也、真言宗は平城天皇天銅元年弘法大師入唐帰朝之後はヲ弘、則千四十三年也、是ヲ八宗と申、又禪宗は鳥羽院建久二年榮西禪師入唐、入唐帰朝之後はヲ弘、則六百五十七年也、浄土宗は高倉院承安四年黒谷法然上

人はヲ弘、則六百七十四年也、此二宗ヲ合て十宗と申也、其大念仏宗は鳥羽院永久五年鞍馬山毘沙門天王之告を蒙て良忍上人是ヲ弘、則七百三十年也、一向宗は土御門院建久元年京都六角堂觀世音菩薩之靈夢ニ依て親鸞聖人はヲ弘、則六百四十三年也、法華宗は後深草院建久五年四月廿八日、日蓮上人朝日に向ひ題目を唱はヲ弘、則五百九十四年也、時宗は後宇多院建治二年紀州熊野大権現之神託ニ依て一返上人是ヲ弘、則五百七十四年ニ御座候、從古來仏法ニ背き候物は守屋大臣寺ヲ燒、仏像ハ難波之池へ沈候罪ニテ、聖德太子ニ被滅申候、平清盛ハ京都大仏殿ヲ打潰し、錢ヲ鑄候罪ニテ火之病ニテ薨、右大臣信長ハ京都大仏殿ヲ燒并叡山ヲ燒、甲州惠林寺燒候罪ニテ、逆臣明智光秀之為ニ弑せられ候、是ニテ仏法之尊キ事御賢察被成下べく候、是又一度我道ニ入候得は棄恩入無為と申、親子・兄弟たり共絶縁、殺生・偷盜・邪淫・妄語・飲酒之五戒ヲ守、就中肉食・女犯は第一之戒ニ御座候、然ル時は其善根・功德、無量大海・高山も不足言、三年三月九十九日説候とも、中々市ハ榮へ申間敷、然に此度之變災等も自分伽藍等は相通れ候を、私慾・杯とハ愚昧之申掛ニ御座候、私仏場へは惡魔・外道も近寄事不能、夫故此度之變難も不難ニ御座候、是ニテ萬端御堅慮可被成下候、仏ニ忘語無之、君子ニ無ニ言、若是ヲ破らは地獄ニ墮事眼前ニ御座候、然は彼幽靈共其身之大罪を不弁、

無筋之奉出訴候事故、以来彼等淨頗裂之鏡（鏡）二被掛、忽地獄二落入、獄卒之責二逢候共決て相救申間敷候、且亦右之変災愚僧同腹にて仕候哉、彼地震・火事・風水、戸隱明神共御召出し、嚴敷御吟味被成下置候ハ、理非明白二相分り可申と乍恐奉存候、猶書外御尋之節口上ヲ以可奉申上候、以上

(3) 閻魔大王あて書簡

一筆致啓上候、閻王様弥無御替被為怒奉恐（恐）気候、随て拙者儀大丈夫ニ罷在候間、乍憚御待遠二思召可被下候、呵（恐）は此度寒入為御見舞亡者老人差上申候、此者性国慥成者（性）にて禪宗ニは無御座候得共、味淋酒・熱湯杯は少々飲申候、何分ニも奉頼上候、依之頭陀袈袋為持進上仕候、聊幽靈之給迄如此御座候、御序之御生縁御祖母様（母）えも宜敷御伝可被下候、猶跡臨終之時候、恐々穴賢

二 善光寺地震（難渋） 出入り訴状

乍恐以書附ヲ以御訴訟奉申上候

冥途迷之助知行所

暗夜国下髪郡白無垢邑

八千人惣代

訴訟人

幽霊出八郎

同

同 亡魂飛之助
天竺出張守御領分
信州水内郡善光寺郷

難渋出入 相手 如来坊
阿弥陀山

右訴訟人一同奉申上候、私共去月廿四日夜六ツ時信州善光寺辺にて、地震・火事等之災難にて致変死候二付、冥途えも行兼、六道之辻にて迷居、住居も難定甚々難渋仕候二付、無拋善光寺坊相手取奉歎願候、其子細左ニ奉申上候

一 相手善光寺如来儀は、去月十日從六拾日之間彼於境内ニ開帳ニ付、昨年より諸国え開帳札ヲ掛置、貴賤・老若・男女とも信心之輩可致參詣と強て相招候故、私共為後生・利益と存、大勢之中ニは極貧之者も有之、借金いたし質ヲ置、漸々路金相調え遠路之所不厭（厭）養（養）疲勞仕候、去月廿四日漸々彼ノ地え罷越、取物も不取敢早速阿弥陀如来え致參詣、賽錢無相違相納め、其外額ニ御判相願、且亦戒壇廻り等二至るまで悉く無懈怠相勤め、夕方旅館屋之旅宿致し、如来利生相待候所、其夜四ツ半時頃俄致地震、大地震動ヲ相企、天地も致顛倒山岳も崩潰いたし候有様、樹木横間向ニ倒、堂・宮・家・小屋は逆様立、善光寺辺ハ不申及松代領・飯山領・松本領・上田領・中野条御陣屋御支配所其外越後国高田領迄、廿里余方大地

裂て泥水押出し、山岳崩れ丹波川・犀川・筑摩川之濁水を堰留候事故、私共胆魂ヲ天涯ニ飛、歎逃出し候所、俄ニ家・小屋相潰候事故、棟・梁ニ被喰メ、又ハ壁・戸障子押倒、大ニ難洪之砌、乘其虚ニ、火事・謀叛相企、所々より放火仕、且大風加勢ニ罷出所々乱妨ニおよび候、其災難ニ私共大半変死仕候、其後水内郡湛置候大水俄ニおし出し、右様之地震・焼跡平壱面ニ堀川、田畑・山林之分地も無之、泥水漫々と大波を起し、地震・火事等ニて邂逅逃居候者も再度此災難ニ変死仕候、然ルニ此風聞承り候ハ、戸隠大権現飯山領と七年之間及地論ニ候所、終ニ戸隠領打負候を意恨ニ思ひ、此度阿弥陀如来開帳最中地震・火事・大水等相頼、右様之所業致し候様子ニ御座候、其後八千余人之死人一穴ニ相埋、回向・念仏等之供養も不致呉、十七文之道中小遣え錢も宛行ハズ、犬・猫同様之取計、其上幽靈之身分足も無之候て、中々十方億度之長旅歩行相成兼候故、再度娑婆え立戻、紀州熊野靈湯ニて致療治度存候得共、火葬之身故本復致間敷と存、六道之辻ニて迷歩行空敷罷在、住居も難定、甚々歎ケ數儀と奉存候、元来如来坊儀は天竺浪人ニて、欽明天皇之御代始て日本え渡來り、仏法渡世相始メ候所、神国え仏法弘候は人民病難多分有之ニ付、守屋大臣之為ニ寺を被焼捨、仏像は難波之堀え被沈候、其後本田義光と申者難波之堀より救出し、彼地え致安置候ニ付、彼地ヲ善光寺

と号し申候、近年恩賞も致忘脚日々長奢侈、其身纔ニ壹寸八分之身を以、広大成伽藍、本堂高廿十丈、二重屋根、表間口拾五間・奥行廿九間三尺差渡し、柱數百三十本、其外三門・二王門・經藏・四十六房等何れも立派ニ建込、造作ハ金銀ヲ鏤、羅綾・錦繡ノ幕を張置、日夜賽錢を貪取、其上千石之御地領致頂戴、金銀ニ不足も無之身ニて度々開帳相催シ、且御府内迄開帳渡世罷出、多分錢儲仕候、剩此度之變災ニも自分之本堂并二三門・大勸進等ハ地震・火事等之災難も無之候儀ハ、全く如来坊私慾之致方と乍恐奉存候、然ニ如来坊事ハ衆生濟度を渡世致し來候て、右様之大勢ニ偽引寄、見殺ニ致呉候事ハ、仏ニ不似合致方と存候、左ニ無之候て私共え何之意趣意恨有之候て如此災難ニ為逢候哉、何卒格別之御惑を以如来坊被召出、逐一御吟味之上御利解被仰聞候、私共住居相定候様被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、猶委細之儀ハ口達ヲ以可奉申上候、以上

業火余年地震死月日

八千人惣代

幽靈出八郎

亡魂飛之助

閻魔大王

御聽所